

会 員 各 位

一般社団法人日本鍛造協会  
会 長 八 木 議 廣  
(公印省略)

## 令和2年度 協会表彰に関する候補者推薦方ご依頼の件

拝啓 時下ますますご清祥のこととお喜び申し上げます。

平素は当協会事業活動にご支援、ご協力を賜り厚く御礼申し上げます。

さて、当協会では、鍛造関連産業の健全な発展に功績がある方に対して、当協会として祝い、感謝し、またはその労をねぎらう趣旨に則り、表彰制度を定めております。

つきましては、来る11月の素形材月間に表彰式典を挙げるにあたり、技術・技能優秀者表彰、優良従業員表彰、無災害記録達成企業表彰、環境保全優良企業表彰の被表彰者(企業)の推薦を下記の通り募集いたします。なお表彰規定「第8節環境保全優良企業表彰」第27条(対象及び基準)につきまして、6月30日の理事会で改定予定ですので、改訂後、運用細則を拝送いたします。

また、別添の通り、無災害記録を達成された事業場に対しまして、証書を発行しておりますので、該当される企業におかれましては、証書発行要領に基づき、ぜひ申請をご検討ください。何卒よろしくお願い申し上げます。

敬 具

記

1. 提出書類 別添推薦書1部…枚数が足りない場合は恐縮ですがコピーください。  
(推薦書は協会ホームページにも掲載されております)  
<http://www.jfa-tanzo.jp/> → 【最新のお知らせ】

2. 提出期限 令和2年8月7日(金)

3. 提出先 一般社団法人日本鍛造協会

〒103-0023 東京都中央区日本橋本町4-9-2 本栄ビル9F

TEL 03-5643-5321 FAX 03-3664-6470 e-mail: forging@jfa-tanzo.jp

※ 優良従業員表彰及び無災害記録証書の申請にあたり、団体会員の傘下企業各位におかれましては、所属する団体代表者宛に推薦書又は申請書をご提出ください。

4. 審 査

表彰の可否は総合企画委員会がこれを審議し決定致します。(表彰規程第7条)

以 上

(推薦書の作成)

第6条 常設委員会は表彰対象者を推薦するに当たっては、広く情報を集め、慎重に審議し、その功績が十分に理解できる推薦書を作成し、総合企画委員会に提出しなければならない。

(審査)

第7条 各常設委員会から推薦のあった表彰対象者についての表彰の可否は、総合企画委員会がこれを審議し決定する。

2 総合企画委員会は、審議に際し、各委員会からの推薦者の功績を比較検討し、その均衡を図らなければならない。

3 第1項の審議に際し、総合企画委員会は必要に応じて、臨時の審査委員会を設置することができる。この審査委員会は、当協会の委員会規程第7条第5項に規定する分科会に準ずるものとする。

(表彰時期)

第8条 表彰は、原則として11月の素形材月間時に行う。

(周年行事時の表彰)

第9条 この表彰規程に関わらず、周年行事に際し、臨時の表彰規程を起案して、式典時に表彰することはこれを妨げない。

(外部の表彰)

第10条 当協会外からの会員または会員企業に属する個人に対する表彰について、当協会がこれを支援し協力することはこれを妨げない。

(細則)

第11条 この規程に関して必要な細則は、会長・副会長が別に定める。

(改廃)

第12条 この規程の改廃は、業務執行理事が起案し、会長・副会長が審議決定した後、理事会の承認を得て行う。

附 則

この規程は平成24年 9月 5日から施行する。

# 表彰規程

社団法人 日本鍛造協会  
制定 平成15年11月11日  
改定 平成17年11月9日  
改定 平成20年9月26日  
一般社団法人 日本鍛造協会  
制定 平成24年9月5日

## (目的)

第1条 鍛造関連産業の健全な発展を図ることを目的とする一般社団法人日本鍛造協会（以下、当協会という）は、この目的の達成に功績がある者に対し、当協会として祝い、感謝し、またはその労をねぎらうこととする。

2 前項の趣旨に則り、当協会の表彰制度を定めることにより、事業の更なる隆盛を図り、当協会の発展に資することを目的とする。

## (表彰の範囲)

第2条 表彰は、当協会の運営ばかりでなく、事業範囲内における経営、製品、技術、技能、安全、人材育成、国際交流等いかなる分野をも対象とし、多大な功績があり、その功績が個人または企業内に止まらず、当協会または鍛造関連業界に寄与したと認められる場合に行う。

## (表彰の形式)

第3条 当協会の表彰は、原則として会長名の表彰状・感謝状の授与をもって行う。

2 表彰状・感謝状の文面は、その功績の内容が明確になるように表現されなければならない。

## (表彰の対象者)

第4条 当協会の表彰は、会員または会員企業内の個人その他、会員外の理事、監事、顧問、学識経験者および当協会事業への協力者等を対象とする。

2 前項については、当協会設立以前の団体に属していた者および現に会員ではない者を対象にすることは、これを妨げない。

## (推薦)

第5条 表彰対象者は、表彰の対象となる事項を所管する常設委員会が推薦するものとし、広範にわたる業界活動功労等該当する常設委員会が存在しない事項については、総合企画委員会が推薦する。

# 表彰規程運用細則

（ 社団法人 日本鍛造協会  
制定 平成18年 1月20日  
改定 平成20年 7月18日

一般社団法人 日本鍛造協会  
制定 平成24年 9月 5日  
改定 平成27年 5月11日  
改定 平成28年 9月 7日

## 第1節 総 則

### （目 的）

第1条 この細則は、一般社団法人日本鍛造協会（以下、当協会という）の表彰規程第11条に基づいて制定するもので、同規程の施行について必要な事項は、この細則の定めるところによる。

### （表彰の種別）

第2条 当協会が施行する表彰は表彰規程第2条の範囲内において次の7種とする。

- (1) 業界功労者表彰
- (2) 技術・技能優秀者表彰
- (3) 優良従業員表彰
- (4) 無災害記録達成表彰
- (5) 安全衛生事業貢献表彰
- (6) 人材育成事業貢献表彰
- (7) 環境保全優良企業表彰

### （会員企業の定義）

第3条 この規則における会員企業とは当協会の正会員である企業、賛助会員である企業及び正会員である団体会員の傘下にあるその団体の正会員企業をいう。

### （被表彰資格）

第4条 表彰を受ける者は、表彰式典当日において当協会の会員又は会員企業に在籍する者でなければならない。

- 2 前項の規程に関わらず、第2条第1号については表彰式当日において会員企業を退社し、又は故人となった者を表彰することを妨げない。

### （重複表彰の禁止）

第5条 すでに表彰を受けた者又は会員企業は第2条各号について、同一種の表彰を再び受けることはない。

(表彰の取消)

第6条 被表彰者において表彰の趣旨に反する行為があったとき、又は表彰申請に際し虚偽の申告があったときは、会長は総合企画委員会に諮り表彰を取り消すことができる。

## 第2節 業界功労者表彰

(定義)

第7条 当協会の運営に多大の功績があり、もって鍛造業界の発展に寄与したと認められる者を業界功労者として表彰する。

(条件)

第8条 業界功労者表彰は次の各号の一つに該当する者を対象とし、総合企画委員会が審査し決定する。ただし、第3号及び第4号については各常設委員会が総合企画委員会へ推薦することを妨げない。

- (1) 当協会の会長又は副会長を1期2年以上精勤した後に退任した者
- (2) 当協会の理事を2期4年以上務めた後に退任した者であって、在任期間中の理事会への出席率が三分の二に達している者
- (3) 当協会の常設委員会の委員長又は委員を10年以上務め、在任期間中の当該委員会への出席率が三分の二に達している者
- (4) 会員、非会員に関わらず企業、団体又は個人であって、当協会の運営、事業、企画等に貢献し多大の功績があり、もって当協会の発展に寄与した者

(表彰の制限)

第9条 同一人物が前条第1号乃至第3号に二つ以上重複して該当するときは、その表彰は一つとする。

## 第3節 技術・技能優秀者表彰

(定義)

第10条 優れた研究開発、発明考案があり、その功績が個人又は企業内に止まらず、鍛造業の技術の進歩・向上に著しく貢献したと認められるとき、その開発者を表彰する。  
2 前項の功績が複数名によるものである場合、その表彰は一つとする。

(推薦)

第11条 前条の対象者は会員からの申請にもとづき、技術研究委員会が審議して、総合企画委員会へ推薦する。

(重複表彰禁止の例外)

第12条 本節の表彰については、表彰の対象となる技術・技能の内容が全く別個のものと判断される場合に限り、第5条の規程の例外として、同一人を2回以上表彰することができる。

#### 第4節 優良従業員表彰

(定義)

第13条 会員企業の従業員で永年にわたり精勤し、常に業務改善に努め、後進の指導に当たり人格に優れ、もって他の範となりうる者を表彰する。

(推薦)

第14条 前条の対象者は会員からの申請にもとづき、研修教育委員会が審議して、総合企画委員会へ推薦する。

2 正会員である団体会員が傘下にある正会員企業に属する者を推薦するときはその団体会員の長は前項の趣旨に照らして、多人数にならないよう調整しなければならない。

(申請の条件)

第15条 本節の表彰を受けるべく申請する従業員は勤続20年以上であって、社内において他と比べ特に優秀さが顕著な者とする。

2 申請できる人数は、会員企業にあつては1社3人を限度とする。

3 申請するも研修教育委員会の審議の結果、推薦されなかった者を翌年以降に再申請することを妨げない。

4 申請する従業員は鍛造及び鍛造関連業務に従事する者とするが、鍛造専門の会員企業にあつては一般事務職も鍛造関連業務とみなす。

#### 第5節 無災害記録達成企業表彰

(定義)

第16条 会員企業が連続して10年間無災害であったときに、これを無災害記録達成企業として表彰する。

2 前項の表彰後、更に無災害を継続している限りにおいて、5年毎に無災害記録達成企業として表彰する。この場合、前項の表彰又はその後5年毎の表彰を申請したか否かを問わない。

3 第1項の表彰を受けた後、連続無災害記録が途絶えた場合は、再び10年間無災害であっても第5条の規程により表彰されることはないが、前項については前に表彰された期間より長い場合は表彰することを妨げない。

(推 薦)

第17条 前条の対象となりうる会員企業は安全衛生委員会に申請し、安全衛生委員会は審議して、総合企画委員会へ推薦する。

(条 件)

第18条 本節における無災害とは会員企業の事業場の内外を問わず、業務上の休業災害、死亡災害又は身体に障害が残る災害が全く無いことをいう。

2 前項の対象となる者は会員企業内における地位、処遇及び雇用形態を問わない。

3 災害の発生は休業日、残業時間等の全てを含み、日及び時刻を問わない。

## 第6節 安全衛生事業貢献表彰

(定 義)

第19条 当協会が実施する安全衛生作品募集事業に毎年積極的に参画し、安全衛生についての意識の高揚を計り、もって労働災害の低減に寄与した会員企業を安全衛生事業貢献企業として表彰する。

(推 薦)

第20条 前条の対象企業は安全衛生委員会が審議して総合企画委員会へ推薦する。

(対象基準)

第21条 安全衛生委員会は当協会が毎年募集する安全衛生作品の入選者個人に対し、証書と記念品を授与することとは別に、入選作品の1等(1件)は3点、2等(2件)は2点、3等(3件)は1点、佳作(10件)は0.5点として会員企業毎の貢献度を算出し、3年連続して得点があり、かつ3年間の合計が3.5点以上となる会員企業を表彰の対象とする。ただし、表彰対象企業における労働災害発生及び安全衛生管理の状況等を勘案すること。

2 第19条の表彰後、3年以上経過して再び前項の条件を満たしたときは、第5条の規程に関わらず、再び表彰することを妨げず、以後も同様とする。

## 第7節 人材育成事業貢献表彰

(定 義)

第22条 当協会が実施する人材育成事業に多大な関心を示し、従業員を積極的に参加させる等、もって鍛造業界の人材育成に寄与した会員企業を人材育成事業貢献企業として表彰する。

(推 薦)

第23条 前条の対象企業は研修教育委員会が審議して総合企画委員会へ推薦する。

(対象基準)

第24条 研修教育委員会は鍛造技術通信講座、実践型人材養成コース、鍛造マネージャー育成塾コースを修了した者の状況を会員企業毎に把握して、毎年いずれかのコースで修了者を出しており、それが継続して5年間にわたる会員企業を対象とする。

2 第22条の表彰後、途絶えることなく引き続き3年連続して修了者を出した会員企業は、第5条の規程に関わらず、再び表彰することを妨げず、以後も同様とする。

3 第1項の基準を満たして表彰された後、修了者を出さない年があった場合は再び第1項の基準を満たしても、第5条の規程により表彰されることはないが、前項については前に表彰された年数より長い場合は、これを表彰することを妨げない。

## 第8節 環境保全優良企業表彰

(定 義)

第25条 環境に優しい鍛造業の実現を目指し、循環型社会構築及び地球温暖化防止対策等をさらに推進するため、環境対策の取り組みに顕著な功績があった会員企業を表彰する。

(推 薦)

第26条 前条の対象となりうる会員企業は安全衛生環境委員会に申請し、安全衛生環境委員会は審議して総合企画委員会へ推薦する。

(対象及び基準)

第27条 (6月の理事会にて改定予定)



- 2 前項の各号のいずれかに該当して表彰を受けた会員企業は、第5条の規程に関わらず、翌年度以降にも、別の各号に該当して再び表彰を受けることができる。
- 3 同一年度において、前項の複数個の各号に該当して表彰を受けることができる。
- 4 第27条1項の表彰後、5年以上経過して再び前項の条件を満たしたときは、第5条の規程に関わらず、同一の号にて再び表彰することを妨げず。以後も同様とする。

## 第9節 雑 則

(資料の管理及び報告)

- 第28条 常勤の業務執行理事は第2条第1号、第5号及び第6号の表彰対象の基準となるデータを常に整備し、総合企画委員会又は各常設委員会の求めに応じて提出するものとする。
- 2 前項の求めがない場合においても、表彰対象基準を満足した個人又は会員企業があるときは、常勤の業務執行理事は推薦母体となる常設委員会に報告するものとする。

(事務局職員の表彰)

- 第29条 事務局職員の表彰は、本細則第8条第4号に準拠するものとして、常勤の業務執行理事が総合企画委員会へ推薦し、総合企画委員会が審議決定する。

(改 廃)

- 第30条 この細則の改廃は、業務執行理事が起案し、会長・副会長が審議決定した後、理事会の承認を得て行う。

## 附 則

この細則は、平成24年 9月 5日から施行する。

# 証書・賞状発行細則

〔 社団法人 日本鍛造協会  
制定 平成18年 1月20日  
一般社団法人 日本鍛造協会  
制定 平成24年 9月 5日 〕

## (目的)

第1条 この細則は、一般社団法人日本鍛造協会（以下、当協会という）の証書及び賞状について、その発行細則を定めることを目的とする。

## (種別)

第2条 当協会は、証書及び賞状の2種類を発行する。

## (発行)

第3条 証書及び賞状の発行は当協会会長とする。

## (無災害記録に関する証書)

第4条 無災害記録達成に関する証書は、下表の通り無災害である期間により5種を発行することができる。

表 「無災害記録達成の種別」

(無災害継続月数)

第1種	第2種	第3種	第4種	第5種
12ヶ月	24ヶ月	36ヶ月	48ヶ月	60ヶ月

## (無災害の定義)

第5条 無災害の定義は表彰規程運用細則第18条に定めるところによる。

## (無災害記録に関する証書の発行手順)

第6条 前条の証書を希望する会員企業は安全衛生環境委員会に申請するものとし、安全衛生環境委員会はその申請内容を審査して発行を決定する。

2 団体会員傘下の企業が前条の証書を希望するときは、団体会員の長が申請する。

## (無災害記録に関する証書の発行時期)

第7条 無災害記録に関する証書は安全衛生環境委員会の審査結果を得た後、期間内に申請した会員企業毎に個別に授与する。

## (緑十字旗の授与)

第8条 無災害記録に関する証書を発行するに際しては、緑十字旗もあわせて授与する。

(重複発行の禁止)

第9条 既に証書を授与されたことのある会員企業は、同一期間またはより短期間の証書を申請することはできない。

(安全衛生標語に関する賞状)

第10条 当協会の事業である安全衛生標語の募集に対し、優秀なる作品をもって応募し、入選した者に安全衛生標語に関する賞状を発行する。

(安全衛生標語に関する賞状の発行時期)

第11条 第10条の安全衛生標語に関する書状は安全衛生月間（7月）に授与する。

(賞金と記念品)

第12条 第10条の安全衛生標語に関する証書を授与するに際しては、1等は1万円、2等は7千円、3等は5千円の賞金とする。佳作は3千円相当の記念品とする。

(改 廃)

第13条 この細則の改廃は、業務執行理事が起案し、会長・副会長が審議決定した後、理事会の承認を得て行う。

附 則

この細則は、平成24年 9月 5日から施行する。